

資料2

入間市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">（適用職員の範囲）</p> <p>第2条 この条例において技能労務職員とは、一般職に属する職員で次に掲げるもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p style="text-align: center;">（給与の種類及び基準）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、技能労務職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3・4 略</p>	<p style="text-align: center;">（適用職員の範囲）</p> <p>第2条 この条例において技能労務職員とは、一般職に属する職員で次に掲げるもののうち技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者をいう。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 用務員</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p style="text-align: center;">（給与の種類及び基準）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、技能労務職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>3・4 略</p>

入間市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第18条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第18条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び<u>期末手当</u>とする。</p>

入間市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">（育児休業をしている職員の期末手当等の支</p>	<p style="text-align: center;">（育児休業をしている職員の期末手当等の支</p>

<p>給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のう</p> <p>ち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第6項に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が別に定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員_____が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第4条第6項に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>
--	--

入間市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表 (第4条関係)

改正案	現 行
<p>(給与等の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された職員(以下「嘱託職員」という。)にあつては、給料、旅費、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特殊勤務手当を支給する。</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された職員(以下「パートタイム職員」という。)にあつては、報酬、期末手当、勤勉</p>	<p>(給与等の種類)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された職員(以下「嘱託職員」という。)にあつては、給料、旅費、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当_____及び特殊勤務手当を支給する。</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として採用された職員(以下「パートタイム職員」という。)にあつては、報酬及び期末手当並び</p>

手当及び費用弁償を支給する。

(期末手当)

第11条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。ただし、規則で定めるものにあつては、勤勉手当は支給しない。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において次の各号に掲げる額とする。

(1) 嘱託職員 給料及び地域手当の月額合計額

(2) 月額で報酬を定めるパートタイム職員 報酬の月額

(3) 日額又は時間額で報酬を定めるパートタイム職員 規則により定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額

4 勤勉手当の不支給及び一時差止めは、給与条例第16条の2及び第16条の3の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、別に定める。

に費用弁償_____を支給する。

(期末手当)

第11条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3～5 略

第13条～第17条 略

(休職者の給与及び報酬)

第18条 第3条、第6条、第11条及び第12条の規定に関わらず、休職中の職員に対しては給与又は報酬を支給しない。

第19条～第21条 略

第12条～第16条 略

(休職者の給与及び報酬)

第17条 第3条、第6条及び第11条の規定に関わらず、休職中の職員に対しては給与又は報酬を支給しない。

第18条～第20条 略